

平成 27 年度第 3 回逗子市スポーツ推進審議会 議事録

- 日時 2016 年（平成 28 年）1 月 27 日（水）午後 2 時 55 分～4 時 10 分
- 場所 市役所 4 階 議会会議室
- 出席者 （敬称略、順不同）
山口 明（会長）、大河内誠（副会長）、宮川光男、村田祐子
- 欠席者 三木英正
- 事務局 阿万野文化スポーツ課長、黒羽係長、鬼原主事、池田主事
- 公開の有無 有
- 傍聴人の数 0 人
- 資料 次第
名簿
資料 1 平成 26 年度逗子市スポーツ推進計画評価調書（案）
※委員意見の要約までしたもの
資料 2 平成 27 年度第 2 回逗子市スポーツ推進審議会議事録（案）
資料 3 学校施設開放事業の管理運営について
資料 4 学校施設開放事業の今後について
- 記録 鬼原主事 2016 年（平成 28 年）1 月 27 日記録

■議事概要

【開会】

定数の確認、資料の確認

【議事】

議長（会長）

資料 2 について、前回の「平成 27 年度第 2 回逗子市スポーツ推進審議会議事録(案)」について、承認としてよろしいか。

大河内委員

3 頁目の発言の 1 行目「地域にこういう方がいるという情報を集めても、作るだけで終わってしまうこと」を「作るだけで不十分な活用に終わってしまうケースがあった」に、7 行目「出生地学習というのをやっけていて」を「出生地学習というのをやっけていて、自分の町を好きになるという教育を行っている」に、下から 4 行目「今、中学校で問題になっている」を「今中学校で課題になっている」に、下から 3 行目「保護者の意識が部活動での勝ち負けにこだわりすぎていて」を「保護者の部活動の評価に対する意識が勝ち負けにこだわり過ぎてしまう傾向にあり」に、以上修正願いたい。

議長（会長）

他に修正はないか。

◇◇◇特になし◇◇◇

議長（会長）

今の部分を修正したうえで、議事録を承認とする。

議題1の「平成26年度逗子市スポーツ推進計画の評価調書について」について、事務局から説明してください。

事務局（係長）

前回の第2回会議で、評価調書の「審議会による意見」部分について、あらかじめ委員の皆様から個々に意見をいただいたうえで、それぞれの意見を見ながら特に大切な部分などについて審議いただいた。その結果を、事務局が、実際の報告に記載するために簡潔にまとめたものを「審議会の意見 【報告書に記載するもの】(案)」として追記し、今回の会議前に、資料1として事前送付させていただいた。

本日の会議では、「審議会の意見 【報告書に記載するもの】(案)」を見ながら、これを平成26年度評価調書の最終的な「審議会による意見」としてよいか、加筆修正の意見があればそのことについて、細かい表現の部分も含めて審議いただき、最終稿にまとめてください。

議長（会長）

はじめに「逗子市スポーツの祭典の開催」について議論する。事務局は「審議会の意見 【報告書に記載するもの】(案)」について読み上げてください。

事務局（係長）

（資料1 評価調書「逗子市スポーツの祭典の開催」の「審議会の意見 【報告書に記載するもの】(案)」について読み上げ）

議長（会長）

ただいまの事務局のまとめた案について、加筆修正すべき点、表現を変えた方が良い点などについて、ご意見のある方は発言してください。

本日欠席の三木委員からは、事前に意見をいただいているので、事務局は発表してください。

事務局（係長）

（三木委員の意見を読み上げ）

●の二つ目ですが、「・・・という年であったが、・・・」と前段の逆説として3,300名の動員があったという表現になっていますので、「・・・という年に・・・」とか順接となるような表現のほうが良いと思います。

●の三つ目の2行目ですが、「スポーツ機会を提供する役割を・・・」とした方が良いような気がします。

●の六つ目の1行目ですが、組織委員会では、「東京2020（ニイゼロニイゼロ）オリンピック・パラリンピック競技大会」を正式名としているので、今後のこともあるので統一した方が良いかもしれません。

議長（会長）

引き続きご意見のある方は発言してください。

三木委員の意見にあった「・・・という年に・・・」に変更することでよろしいか。

大河内委員

三木委員の意見である3点の修正をしてよいと思う。

京浜急行のバス車庫でオリンピックを踏まえた警備体制(の訓練)が行われたようだが、もっと市民に「オリンピックが(日本で)開催されるんだ」という意識付けが必要ではないか。世界ではテロなど起こっていて、市民感覚の中に、そういうリスクも踏まえながら(開催地として)競技に携わっていくという意識、安全安心の部分についても、オリンピックが終わるまではそういう部分に注目することが大切ということだ。

前日も発言したが、追加種目の決定は来年度の夏以降で、各競技団体も陳情をしたりしているが、逗子市も種目によってはオリンピックとの新たな関わりも出てくると思う。何かの折に、調書にもある「支える・観る」人など、言葉だけでなく、逗子市民としてどう動いていくべきかなど、今後の周知・広報活動等のなかに組み込んでいく必要があると思う。

議長(会長)

事務局は三木委員の意見のとおり、評価調書の「審議会の意見」を加筆・修正してください。

次に「小・中学校を拠点とした地域スポーツ活動の推進」について議論したいと思います。事務局は「審議会の意見 【報告書に記載するもの】(案)」について読み上げてください。

事務局(係長)

(資料1 評価調書「小・中学校を拠点とした地域スポーツ活動の推進」審議会の意見【報告書に記載するもの】(案)を読み上げ)

議長(会長)

ただいまの事務局のまとめた案について、加筆修正すべき点、表現を変えた方がよい点などについて、ご意見のある方は発言してください。

本日欠席の三木委員からは、事前に意見をいただいておりますので、事務局は発表してください。

事務局(係長)

(三木委員の意見を読み上げ)

●の五つ目の1行目にある「今後学校施設開放を・・・」とある部分ですが、評価対象の事業が「・・・予約システムの構築」ということですので、学校開放事業の有料化との接点を明確にしたほうがよいのではないのでしょうか。したがって、「予約システムの運用に伴う費用を施設利用時の利用料金として「有料化」した場合、利用者から料金に見合う施設の改善やメンテナンスが要求されると考えられる。」

●の八つ目ですが、「・・・但し、指導者派遣については、指導者の基準等・・・」となっていますが、言わんとすることがわかりにくいかも知れません。指導者の何の基準か(例「指導者の資格基準等」or「指導者の派遣基準」等か?)を明記するか、「安全に指導できる指導者」等具体的な記述があったほうが良いかも知れません。

議長(会長)

ご意見のある方は発言してください。

大河内委員

三木委員の「●の五つ目の1行目にある「今後学校施設開放を・・・」の意見は、分かりやすいのでその通りでよい。

議長（会長）

この部分については、三木委員の意見の通り修正してよろしいか。

◇◇◇異議なし◇◇◇

この部分については、三木委員の意見の通り修正することとする。

三木委員の「●の八つ目ですが、「・・・但し、指導者派遣については、指導者の基準等・・・」の部分についてはどうか。

大河内委員

「指導者の資格及び派遣基準について、慎重に検討し…」とするのがよい。資格があっても、逗子市としての派遣基準はきちんと持っておいた方が、誰でも指導者をお願いしてよい、ということになってしまうので、良いと思う。

議長（会長）

三木委員及び大河内委員の意見のとおり、事務局は評価調書の「審議会の意見」を加筆・修正してください。

議長（会長）

最後に「「うみかぜクラブ」の活動内容の充実」について議論したいと思います。事務局は「審議会の意見 【報告書に記載するもの】（案）」について読み上げてください。

事務局（係長）

（資料1 評価調書「「うみかぜクラブ」の活動内容の充実」審議会の意見 【報告書に記載するもの】（案）を読み上げる）

議長（会長）

ただいまの事務局のまとめた案について、加筆修正すべき点、表現を変えた方が良い点などについて、ご意見のある方は発言してください。

本日欠席の三木委員からは、事前に意見をいただいておりますので、事務局は発表してください。

事務局（係長）

（三木委員の意見を読み上げ）

●の四つ目の2行目の「・・・観覧の場を取り入れる・・・」とありますが、クラブの活動状況やクラブ主催の教室を「観る」ということだと思うので、「・・・い。また、スポーツは・・・で、クラブが関係するイベントや教室などの活動を見学できる場を提供することも考えてほしい」と言った感じの気がします。

議長（会長）

ご意見のある方は発言してください。

大河内委員

三木委員の修正でよいと思う。

議長（会長）

他にご意見のある方はお願いします。無いようであれば、事務局は三木委員の意見の通りに、評価調書の「審議会の意見」を加筆・修正してください。

事務局から、今後の予定をお願いします。

事務局（係長）

本日の審議の意見に従って加筆・修正した「平成 26 年度逗子市スポーツ推進計画評価調書」を、この後もう一度皆様に郵送する。正しく加筆・修正がされているかご確認をお願いします。委員全員の確認が終了しましたら、これをもって評価調書の確定版と致します。評価調書は、今年度中に教育長に報告する予定である。

議長（会長）

それでは議題 2 の「学校施設開放事業の管理運営について」について、事務局から説明をしてください。

事務局（係長）

資料 3 をご覧ください。

学校施設開放の有料化については、今年度から 30 年度までの逗子市行財政改革基本方針のなかで、「受益者負担の適正化」として、使用料・手数料の見直しをおこなうものとしており、このうち学校施設開放については、条例制定の内容にある 1 から 3 にあるように、申込み窓口等管理の一元化を実現し、施設使用料の設定に向け、検討するものとしている。

学校開放施設の有料化を行うための条例制定について、現時点での概要をまとめたものが資料 3 となっている。

◇◇◇資料説明◇◇◇

資料 4 をご覧ください。

現在検討中の、学校施設開放事業の見直し(案)である。

現在、学校施設の開放は、市立の小・中学校の教室と体育施設（体育館、校庭）で行われている。教室は社会教育課、体育施設は文化スポーツ課が所管し、申請などの窓口もそれぞれの課で行っている。学校開放の際の鍵の開閉などの管理は、教室と、逗子小・久小の体育施設については株式会社パブリックサービスが受託しており、逗子小・久小以外の小学校と中学校の体育施設については市が直接学校開放管理員による管理をお願いしている。

現在と変わるポイントは大きく分けて 3 つになる。

①に、教室と体育館・校庭で分かれている申請などの窓口を一元化するとともに、社会教育課と文化スポーツ課に分かれている所管課を 1 つの課で行うもの。

②に、学校開放に関する事務手続きや管理員の配置など、運営を所管課、つまり市が直接行っていますが、これを業者に委託するもの。

③に、施設使用は現在無料ですが、全市的な「受益者負担の適正化」の方向性から、使用料を設定し、有料とするもの。

平成 29 年度から実施し、28 年度中に市民からの意見を聴取し、条例等の整備を行っていく予定である。

学校開放の利用者に直接影響があるのは、①と③である。①は、体育館・校庭といった体育施設については文化スポーツ課で団体登録、使用申請、許可書の受け渡しなどを行っているものが、窓口が業者委託先、現時点ではパブリックサービスを想定しているが、市民交流センターになる予定である。このことにより、土日祝日も手続きや書類受取ができるようになり、利便性が向上する。

また、③は、これまで無料で使っていた施設に使用料がかかるという点で、利用者に新たな負担をお願いすることになる。このことについては、来年度の条例制定までの間、パブリックコメントなどの意見聴取の機会を通して、きちんと説明をしていく。

議長（会長）

今回説明のあった件については、現時点での市としてのおおまかな方向性ということである。年度内に（案）をまとめた後、来年度に入ってから、懇話会、利用者、市民にむけ市民参加条例に従って意見を聴取していくとのことである。

本日、このことについて、どうしても話しておきたい、ということがある方は、発言してください。

大河内委員

様々な施設が受益者負担となっているのでその流れは理解しているが、小学校と中学校の施設の違いをどう捉えているか確認したい。小学校は放課後部活動がないので教職員等の活動がなければ開放できるが、中学校は中体連、部活動があり、土日の試合や練習などを優先しないといけない部分もある。授業日数も増えてきて、放課後の部活動時間も限られるなか、中学校では管理運営規則を変更して、夏休み後半に授業を入れて秋口の放課後の時間を（部活動などに）確保する、ということをしている。中学校は、土日の部活動は学校使用ということで、現状のとおり優先されると考えてよいか。業務委託化しても変わらないか。

事務局（文化スポーツ課長）

学校使用が最優先で、現制度と変わらない。小学校も同様である。学校使用がなく空いたところを開放するという考え方である。

宮川委員

学校施設開放の有料化というのは、もう決定事項なのか。

事務局（文化スポーツ課長）

平成 25 年度の行財政改革基本方針で学校施設にあっても受益者負担をお願いすることを決定している。本来であれば 27 年度からの実施の予定であったが、関係所管での調整等に時間がかかっているため、29 年度からの実施を目指している。今後は利用者の方の意見も踏まえて詳細を決定していく。

宮川委員

子どもが少なくなっているなか、少ない活動費の中でスポーツ団体は活動している。備品類など消耗品なども費用がかかり、更に使用料もとなると、親も含めて子どもが運動に精通していく場について市はどのように考えているのか。オリンピック開催も控えるなか、活動していく場が少なくなっていくなど、今後市民の意見が聞くことになると思うが。日常の青少年の育成のための活動については、使用料の減免など、検討していただきたい。

事務局（文化スポーツ課長）

小、中学生（が多い団体）についての減免を取り入れていきたいと考えている。また ZEN での使用料支払も可能にしたいと考えている。現在、開放の使用後に施設の清掃などボランティア活動をしていただいているが、そういう活動に対して ZEN を渡すことで使用料に利用できるという循環も考えている。3月の市民参加条例審査会で市民参加の方法について審査を受けた後、4月以降説明会などを行っていく。

大河内委員

消滅可能都市など財政が非常にひっ迫している都市がある。逗子も人口の状況などから 20 年位で破たんするのではという試算もあるようだ。欧米では受益者負担が当たり前だが、それに見合うだけの見返りというか、既存の施設ではなく将来を見据えたコミュニティの場とするために、腹を切ってやっていくというのが欧米のやり方だ。学校体育は今コミュニティの方に向いているから、今まで地道に活動してきた方がいたからこそスポーツ推進の状況があると思う。ここで変えていかないと、財政的に更に厳しくなる。

この問題についてはさまざまな意見が出ると思うが、市は真摯に受け止め、施設の維持管理について地域の利用者が協力している事実を踏まえ、そういう部分も考慮して進めてほしい。将来的には、学校の駐車場についても有料化などして、その部分を利用者に還元する、という考え方もあると思う。

事務局（文化スポーツ課長）

行財政改革推進本部でも議論の中に学校駐車場の有料化も出たが、今回は有料化はしないことになった。将来的にそのような議論が再度出る可能性はある。

村田委員

市立体育館の減免が無くなったが、稼働率などはどのように変動したか。（スポーツについて）向上させるべきなのに逆行しているようでは問題である。負担増が利用者にとどのように影響したか、その辺りの情報・資料について開示してほしい。

大河内委員

利用団体の意見は大変多いと思う。北海道では、ふるさと納税の制度を活用して、集まった資金で施設使用料を 10 年間無料にしたという事例もある。スポーツ都市宣言などとリンクさせて、市外の逗子に関心のある方などに働き掛けて、逗子の現状と健康・医療費の問題を訴えて、ふるさと納税などを活用して、財源確保に努めてほしい。受益者負担にするだけでなく、財源確保のために先手を切って行ってほしい。先立つものは予算である。予算がなければ末端の利用者が苦しむことになる。今後の高齢化なども踏まえ、予算確保のために大胆な方策を早めにとってほしい。

活動する地域住民の姿をきちんと考えて、市民目線で市は検討してほしい。

事務局（文化スポーツ課長）

市でも今後、市民の皆さんに丁寧な説明をさせていただく。

議長（会長）

それでは議題 3 の「その他」について、事務局から説明してください。

事務局（係長）

スポーツ推進事業の進行状況についてご報告します。

スポーツの祭典は11月14日開催され、雨天メニューで行われた。また逗子市チャレンジデー2016を5月25日に開催予定である。

議長（会長）

ただいまの説明について、ご意見・質問等ありましたらご発言をお願いします。

宮川委員

スポーツの祭典はどれくらい来場者があったのか。

事務局（文化スポーツ課長）

1786名の集客があった。同日に、日米交流事業（池子の森自然公園）やデフバレーボール大会（逗子海岸）なども行われた。

大河内委員

逗子の身の丈に合ったスポーツイベントを、今後も行っていきたい。

議長（会長）

以上で本日の議事は全て終了した。進行を事務局に戻す。

事務局（文化スポーツ課長）

次回の審議会につきましては、来年度6月頃を予定します。詳しい日程については、後日調整します。

長時間に渡りご審議いただき、どうもありがとうございました。以上で「平成27年度第3回逗子市スポーツ推進審議会」を閉会します。

◇◇◇終了◇◇◇

以上